

広島中央警察署本通交番庁舎新築工事に伴う基本設計及び実施設計に係る公募型建築プロポーザルに係る審議の結果について

1 特定結果

次のとおり、特定者及び次点者を特定しました。

特定者	南俊允建築設計事務所 (東京都杉並区阿佐ヶ谷北 6-21-24-106)
次点者	株式会社近藤哲雄建築設計事務所 (東京都目黒区原町 2-24-2 1F)

2 講評

審査部会長のコメント

交番という難しい課題に対して、全国から79もの質の高い提案が寄せられたのは嬉しい驚きでした。応募された全ての方々に深く感謝致します。最終案はどれもが、建築的想像力の幅広さを感じさせてくれる素晴らしいものばかりでした。白熱した審査の過程は、以下の委員会報告をご覧ください。選出案は、この場所の交番の持つ可能性を極めてチャレンジングに建築化しようとする力強い提案です。今後、多くの関係者の方々のご協力を頂きながら、設計者が真摯な態度でこの案を昇華させ、世界に注目される素晴らしい交番が実現することを心から願います。

○ プロポーザルの概要

このプロポーザルは、昭和44年に建築された現在の本通交番の老朽が進んでいることから、長年親しまれた現在地での建て替え整備を進めるため、技術力や創造力はもとより、柔軟な発想力にも優れた設計者を選定するために実施されました。

「親しみやすさと力強さを備えた機能的な施設づくり」について、「周辺環境と調和した良好な景観の形成に資する魅力ある施設づくり」についての2つの評価テーマを設定し、地域の安全・安心の要として、交番の役割を最大限に発揮させる高い機能性はもとより、周辺環境と調和をはかりつつ、良好な景観形成に資する魅力ある交番の提案を求めました。

○ 1次審査概要

審査は、まず第1段階として各委員79者の簡易提案書等の自身の評価を再確認した上で、各委員が10者を投票して集計しました。その結果は下記のとおりとなりました。

獲得票数	獲得者数
3票	5者
2票	8者
1票	19者
0票	47者
	合計 79者

次に第2段階として、2票以上を獲得した13者は議論対象として残り、残念ながら0票の提案は議論の上、次のステップへは進まないこととした上で、1票を獲得した者については、投票した委員が理由等を説明し、他委員の意見を参考に議論を行いました。議論の結果、1票獲得者のうち5者が議論対象として残り、合計18者が次のステップに進みました。

第3段階として、あらためて各委員が18者の提案を精査した後、8者の提案について、平面計画やファサード等、計画が類似するものを分類分けし、それぞれの提案の特徴を精査し絞り込みを行い、

技術提案書の提出候補者の6者を決定しました。その後、技術提案に向けての留意事項等を候補者へ通知する文面の決定を行いました。

○ 2次審査概要

技術提案書に基づき、1者当たり発表10分・質疑応答15分の公開ヒアリング審査を行いました。その後、審査部会を開催し、技術提案書内容及びプレゼンテーションや質疑応答などを踏まえて、審議を行いました。具体的には、①まず各審査委員がプレゼンテーション・ヒアリングを終えての各提案についての感想を述べた後、議論の対象に残したいと考える提案の参考とするため、予備投票として審査委員5名が2票ずつ投じました。

①参考とするための予備投票結果

	提案者名（発表順）	予備投票結果
1	株式会社高橋一平建築事務所	1
2	株式会社近藤哲雄建築設計事務所	4
3	GRIND ARCHITECTS	0
4	南俊允建築設計事務所	1
5	大旗連合建築事務所	2
6	アライイリエアーキテクト	2

②その後、最も多い4票を獲得した株式会社近藤哲雄建築設計事務所を議論の対象に残す第1候補とした上で、1票、2票を獲得した4者の提案について投票結果を踏まえて再度議論を行い、次のとおり議論の対象に残す案を次の2者の提案に決定しました。

②議論の対象に進んだ提案者

提案者名（発表順）
株式会社近藤哲雄建築設計事務所
南俊允建築設計事務所

③その後、上記2者の提案について更に議論を深めたのち、審査部会の総意として特定者として南俊允建築設計事務所、次点者として、株式会社近藤哲雄建築設計事務所に決定しました。

○ 各提案の講評

特定者の南俊允建築設計事務所は、プライバシー性の高い諸室をボックス状の部屋として随所に配置するとともに、周囲の建物ボリュームを考慮した屋根が、それを囲みつつ光を屋内に導き入れる魅力的な提案である。柱と屋根が作り出す力強い架構と透明感ある外観は、市民に親しまれる交番としての象徴性、ならびに街に対する空間性の提示を期待できるものとして評価された。特定にあたっては、各委員による厳しい議論を経て、警察官が日々の勤務を遂行するうえで必要となる様々な条件についても調整が可能な範囲であることを確認した。

この提案は、意見交換の後に参考として行った予備投票では、1票の獲得票数であった。本委員会では、審査に先立つ打ち合わせにおいて、専門性の異なる委員が集まって多面的な議論を経ながら最良の結果に至るためには、投票は援用するが、十分な議論を尽くす姿勢は極力堅持する、という原則を確認済みであった。実際の議論では、本提案に投票していない多くの審査委員から、一票を投じるには至ってはいないが、空間的な可能性については高く評価しており、ぜひ議論に残したいという声が多いことを鑑み、次点となった案とともに最終段階での候補に残すこととした。また、公開プレゼンテーションとその後の質疑応答においても、本提案者は、真摯かつコミュニケーティブな姿勢を示しており、本事業の今後の展開において、円滑な意思疎通が確保出来るのではないかと評価された。

こうした審査委員団による長時間の真摯な議論を介して、公共事業としての合理性をある範囲で担保

しながら、都市内における公共的機能の表象といった現代社会に求められる有用な提示を含む本提案の意図が、広島型プロポーザルが有している趣旨にも合致することが確認された形である。

もちろん、現提案は、通常の整形の建築物とは異なる平面形を有し、立面においても比較的大きなボリュームで施工コストの管理における課題、さらには守秘性の求められる勤務の性格と見通しが良く吹き抜けとのバランスなど提案を今後深化させる上での懸念が全くない訳でない。関係各位の努力は引き続き必要とされていることを申し添えておきたい。

次点者の株式会社近藤哲雄建築設計事務所の提案は、整形で機能的な平面計画に加え、前面の土間空間を含んだ象徴的な外観が特徴的な成熟した提案であった。事務室の広さ、コミュニティ室の位置、階段、明確なセキュリティラインの設定等、機能性においてもイメージし易く、参考として行った予備投票でも最多の4票を獲得している。しかし、その一方で、コンセプトである象徴的な土間空間が、通常の交番と代わり映えしない空間となる可能性を有していることに対する懸念を最後まで払拭することができず、惜しくも次点に留まることとなった。しかしながら、極めて僅差の評定であったことは強調しておきたい。

株式会社高橋一平建築事務所の提案は、屋内の諸室の上にかかる特徴的な覆いによって象徴的な空間の広がり確保し、都市に対して新しい交番の姿を提示するものであった。安心感のあるその外観から、治安を守る警察官が働いているメッセージが伝わりやすいという評価を得た他、公開プレゼンテーションと質疑における応答性についても、評価がなされた。しかしながらそれらの指摘も、通り土間及び2階の廊下の開放性に関するセキュリティ、温熱環境維持のためのランニングコストといった課題を覆すまでには至らなかった。

GRIND ARCHITECTSの提案は、予備投票においては、獲得票はなかったものの、軒を下げつつ住宅のようなヒューマンスケールに対応させた外観と、機能的な平面配置及び坪庭を用いた光を取り込んだ空間提案において、快適な執務環境を作り出しうる合理性の高い提案であることが、改めて確認された。一方、公開プレゼンテーションとその後の質疑応答において、歴史性や街並みへの配慮といったこの案が持つ可能性について、設計者自身があまりこだわりを持っていないことが判明し、案の発展を妨げるのではないかと指摘が出され、最終段階に残ることができなかった。

大旗連合建築事務所の提案は、広島市中心市街地に良い影響を与え得る特徴的な屋内空間を持ちながらも、セキュリティ性を求められる諸室を適切に2階に配置する等、提案性と機能性のバランスの取れた案として評価された。しかしながら、都市における「溪谷」という概念がなぜここに導入されなければならないかを、公開プレゼンテーションと質疑応答において、提案者が自らの言葉で説明することが出来ず、最終的な議論に残ることが出来なかった。

アライイリエアーキテクトの提案は、諸室をボックス化してセキュリティ性を高めつつ、中層にテラスを組み合わせた都市に開かれた空間を確保した魅力的な提案である。構造的にも丁寧な統合が行われおり、提案の練度については高い評価がなされた。その一方、テラスの広報的活用など、提案の現実性とその意義についての懸念を払拭するには至らなかった。僅差で最終段階への移行を逃すこととなった。

最終的に一案に絞りこむ結果となったが、二次審査に進んだ提案、一次審査に提出された提案は、どれも知恵を絞った提案性の高い作品で、その評価は非常に難しい作業となった。ここに記して、関係各位に深い謝意を示したい。

3 審議経過等

(1) 審議内容

ア 評価基準，評価要領の策定

「親しみやすさと力強さを備えた機能的な施設づくり」について、「周辺環境と調和した良好な景観の形成に資する魅力ある施設づくり」についての2つの評価テーマを含め、評価基準及び評価要領等を策定

イ 技術提案書の提出者の選定（1次審査）

参加表明書及び簡易提案書の提出者（79者）について、技術提案書の提出者を選定するための基準による評価を行い、技術提案書の提出者（6者）を選定

ウ 技術提案書の特定（2次審査）

提出された技術提案書（6者）について、公開プレゼンテーション・ヒアリングを実施した上で、2次審査の評価基準による評価を行い、特定者及び次点者各1者を特定

[審議経過]

令和元年10月17日	審査部会（第1回）	評価基準，評価要領の策定
令和元年10月25日	公募型建築プロポーザル公示	
令和元年12月4日	参加表明書等の提出期限	79者提出
令和元年12月20日	審査部会（第2回）	技術提案書の提出者の選定（6者）
令和2年12月26日	技術提案書の提出要請	
令和2年1月21日	技術提案書の提出期限	6者提出
令和2年2月7日	審査部会（第3回）	公開ヒアリング，特定者の決定

(2) 審査部会構成

[審査部会委員（順不同・敬称略）]

委員区分	氏名	所属等
部会長	ひらた あきひさ 平田 晃久	平田晃久建築設計事務所主宰／京都大学 教授
委員	おのだ やすあき 小野田 泰明	東北大学大学院 教授
委員	すみくら ひであき 角倉 英明	広島大学大学院 准教授
委員	ともくに まさあき 友国 雅章	広島県警察本部総務部施設課長
委員	まとば ひろあき 的場 弘明	広島県土木建築局建築技術部長
オブザーバー	おかだ こうじ 岡田 浩二	広島県地域政策局都市圏魅力づくり推進課長